

# 北陸信越運輸局報



平成28年8月1日（月曜日） 第485号

明日の交通・環境を創造します。  
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

## 目 次

公 示	△「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について	…P1
	△準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について	…P6
	△「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について	…P11
許認可等	△指定自動車整備事業の指定	…P14

## ○ 公 示

（自動車交通部）

公示第32号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」（平成27年8月19日付け公示第35号）を別紙のとおり一部改正する。

平成28年8月1日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
<p data-bbox="454 325 752 352">公 示</p> <p data-bbox="136 405 311 432">公示第35号</p> <p data-bbox="266 528 940 555">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="107 691 1099 839">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="136 852 882 879">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="136 975 416 1002">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="589 1098 983 1125">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="589 1220 618 1248">記</p> <p data-bbox="192 1300 456 1327">別添のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1469 325 1767 352">公 示</p> <p data-bbox="1151 405 1326 432">公示第35号</p> <p data-bbox="1285 528 1960 555">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1122 691 2136 839">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1151 852 1897 879">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1151 975 1431 1002">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="1599 1098 1993 1125">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="1599 1220 1628 1248">記</p> <p data-bbox="1205 1300 1469 1327">別添のとおりとする。</p>

附 則

この公示は、平成27年8月19日から適用する。

附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正）  
この公示は、平成28年7月15日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）  
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成27年度末 車両数(両)	平成27年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	351	312	342	-2.6
	上越交通圏	150	133	160	6.3
	三条市 A	73	65	100	27.0
	柏崎市 A	84	75	90	6.7
	新発田市 A	58	51	57	-1.8
長野	松本交通圏	446	397	528	15.5
	上田市 A	75	67	90	16.7
	飯田市 A	139	124	173	19.7
富山	高岡・氷見交 通圏	197	175	242	18.6

附 則

この公示は、平成27年8月19日から適用する。

附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正）  
この公示は、平成28年7月15日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成26年度末 車両数(両)	平成26年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	332	295	344	3.5
	上越交通圏	158	141	168	6.0
	三条市 A	79	70	100	21.0
	柏崎市 A	75	66	95	21.1
	新発田市 A	62	55	57	-8.8
長野	松本交通圏	478	425	540	11.5
	上田市 A	78	69	92	15.2
	飯田市 A	140	125	173	19.1
富山	高岡・氷見交 通圏	201	179	245	18.0

	砺波市 B、南 砺波市	<u>33</u>	<u>30</u>	<u>45</u>	<u>26.7</u>
石川	南加賀交通 圏	<u>210</u>	<u>187</u>	<u>271</u>	<u>22.5</u>

※上記「平成27年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成27年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走行 キロ *2	平成 13年 度実車 率	平均延実 働 車両数*2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	<u>6,021,653</u>	<u>5,734,534</u>	<u>13,121,399</u>	0.45	<u>106,065</u>	0.80	0.90
	上越交通圏	<u>2,989,659</u>	<u>2,859,309</u>	<u>7,400,120</u>	0.48	<u>54,105</u>	0.80	0.90
	三条市 A	<u>1,128,977</u>	<u>1,137,086</u>	<u>3,200,546</u>	0.45	<u>27,248</u>	0.80	0.90
	柏崎市 A	<u>1,637,813</u>	<u>1,539,066</u>	<u>3,482,347</u>	0.48	<u>27,223</u>	0.80	0.90
	新発田市 A	<u>1,011,141</u>	<u>970,757</u>	<u>2,650,804</u>	0.45	<u>20,943</u>	0.80	0.90
長野	松本交通圏	<u>6,767,115</u>	<u>6,430,213</u>	<u>18,169,423</u>	0.45	<u>167,494</u>	0.80	0.90

	砺波市 B、南 砺波市	34	30	46	26.1
石川	南加賀交通 圏	224	199	278	19.4

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年 度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走行 キロ *2	平成 13年 度実車 率	平均延実 働 車両数*2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	5,406,006	5,190,437	13,106,628	0.45	110,490	0.80	0.90
	上越交通圏	3,081,095	3,029,116	7,590,012	0.48	55,261	0.80	0.90
	三条市 A	1,274,072	1,212,104	3,297,022	0.45	28,240	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,535,353	1,362,949	3,630,221	0.48	28,352	0.80	0.90
	新発田市 A	1,061,091	1,021,287	2,753,221	0.45	21,997	0.80	0.90
長野	松本交通圏	6,865,898	6,823,966	18,807,666	0.45	174,681	0.80	0.90

	上田市 A	<u>1,435,247</u>	<u>1,403,008</u>	<u>3,338,956</u>	0.48	<u>25,185</u>	0.80	0.90
	飯田市 A	<u>2,173,237</u>	<u>2,030,556</u>	<u>5,921,216</u>	0.43	<u>51,151</u>	0.80	0.90
富山	高岡・氷見 交通圏	<u>3,154,340</u>	<u>3,117,748</u>	<u>7,173,518</u>	0.47	<u>63,191</u>	0.80	0.90
	砺波市 B、 南砺市	<u>448,530</u>	<u>415,387</u>	<u>1,201,276</u>	0.46	<u>13,312</u>	0.80	0.90
石川	南加賀交通 圏	<u>3,354,498</u>	<u>3,296,500</u>	<u>9,431,647</u>	0.43	<u>75,710</u>	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

\*1 需要量は、平成23年度から平成27年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

\*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成23年度から平成27年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

\*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

	上田市 A	1,471,292	1,441,547	3,419,537	0.48	25,889	0.80	0.90
	飯田市 A	2,215,819	2,048,541	6,203,375	0.43	53,404	0.80	0.90
富山	高岡・氷見 交通圏	3,319,552	3,129,233	7,374,372	0.47	65,730	0.80	0.90
	砺波市 B、 南砺市	454,567	431,496	1,286,124	0.46	13,949	0.80	0.90
石川	南加賀交通 圏	3,507,609	3,404,501	9,693,143	0.43	80,087	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

\*1 需要量は、平成22年度から平成26年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

\*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

\*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について

平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成28年8月1日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

記

平成28年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成27年度末 車 両 数 (両)	増加可能車両数 (両)
新潟県	長岡交通圏	312	342	▲30
	上越交通圏	133	160	▲27
	三条市A	65	100	▲35
	柏崎市A	75	90	▲15
	新発田市A	51	57	▲6
長野県	松本交通圏	397	528	▲131
	上田市A	67	90	▲23
	飯田市A	124	173	▲49
富山県	高岡・氷見交通圏	175	242	▲67
	砺波市B、南砺市	30	45	▲15
石川県	南加賀交通圏	187	271	▲84

※上記「平成27年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附 則

本公示は、平成28年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

## 1. 新潟県

## (1)長岡交通圏

## 1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。)

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
5,781,432	5,479,852	5,373,833	5,406,006	6,021,653	<b>5,734,534</b>

## 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
<b>312</b>	5,734,534	13,121,399	0.45	106,065	366	0.90

## (2)上越交通圏

## 1. 輸送需要量の算定

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
3,476,390	3,364,338	3,270,122	3,081,095	2,989,659	<b>2,859,309</b>

## 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
<b>133</b>	2,859,309	7,400,120	0.48	54,105	366	0.90

## (3)三条市A

## 1. 輸送需要量の算定

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
1,310,073	1,253,426	1,231,200	1,274,072	1,128,977	<b>1,137,086</b>

## 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
<b>65</b>	1,137,086	3,200,546	0.45	27,248	366	0.90

(4) 柏崎市A

1. 輸送需要量の算定

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
1,713,951	1,591,576	1,529,385	1,535,353	1,637,813	1,539,066

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
75	1,539,066	3,482,347	0.48	27,223	366	0.90

(5) 新発田市A

1. 輸送需要量の算定

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
1,173,922	1,144,792	1,076,733	1,061,091	1,011,141	970,757

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
51	970,757	2,650,804	0.45	20,943	366	0.90



## 2. 長野県

### (1) 松本交通圏

#### 1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。)

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
7,800,834	7,850,152	7,444,604	6,865,898	6,767,115	<b>6,430,213</b>

#### 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
<b>397</b>	6,430,213	18,169,423	0.45	167,494	366	0.90

### (2) 上田市A

#### 1. 輸送需要量の算定

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
1,568,311	1,536,401	1,500,646	1,471,292	1,435,247	<b>1,403,008</b>

#### 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
<b>67</b>	1,403,008	3,338,956	0.48	25,185	366	0.90

### (3) 飯田市A

#### 1. 輸送需要量の算定

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
2,575,724	2,409,196	2,276,330	2,215,819	2,173,237	<b>2,030,556</b>

#### 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
<b>124</b>	2,030,556	5,921,216	0.43	51,151	366	0.90

### 3. 富山県

#### (1) 高岡・氷見交通圏

##### 1. 輸送需要量の算定

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
3,428,803	3,339,071	3,199,643	3,319,552	3,154,340	3,117,748

##### 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
175	3,117,748	7,173,518	0.47	63,191	366	0.90

#### (2) 砺波市B、南砺市

##### 1. 輸送需要量の算定

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
563,539	525,067	536,009	454,567	448,530	415,387

##### 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
30	415,387	1,201,276	0.46	13,312	366	0.90

### 4. 石川県

#### (1) 南加賀交通圏

##### 1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。)

平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	輸送需要量
3,785,559	3,558,178	3,645,692	3,507,609	3,354,498	3,296,500

##### 2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
187	3,296,500	9,431,647	0.43	75,710	366	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

公示第34号

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」（平成23年5月20日  
付け公示第13号）を別紙のとおり一部改正する。

平成28年8月1日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

別紙 期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について

新			旧																
公 示			公 示																
<p>公示第13号</p> <p style="text-align: center;">期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について</p> <p>「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月20日付け公示第12号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成23年5月20日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">県別</th> <th style="width: 20%;">対象地域</th> <th style="width: 65%;">対象となる事業者の減休車率の要件（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">新潟県</td> <td style="text-align: center;">長岡交通圏</td> <td style="text-align: center;">減休車率 <u>1.4%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新発田市A</td> <td style="text-align: center;">減休車率 <u>19.4%</u> を超える</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1）減休車率は、基準車両数に対する期間限定減車公示4.（1）による事業計画（事業用自動車の数）変更の事前変更届出書を提出する前における保有車両数の割合を1から減じた値を示す。</p>			県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）	新潟県	長岡交通圏	減休車率 <u>1.4%</u> を超える	新発田市A	減休車率 <u>19.4%</u> を超える	<p>公示第13号</p> <p style="text-align: center;">期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について</p> <p>「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月20日付け公示第12号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成23年5月20日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">県別</th> <th style="width: 20%;">対象地域</th> <th style="width: 65%;">対象となる事業者の減休車率の要件（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県</td> <td style="text-align: center;">新発田市A</td> <td style="text-align: center;">減休車率 13.9% を超える</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1）減休車率は、基準車両数に対する期間限定減車公示4.（1）による事業計画（事業用自動車の数）変更の事前変更届出書を提出する前における保有車両数の割合を1から減じた値を示す。</p>			県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）	新潟県	新発田市A	減休車率 13.9% を超える
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）																	
新潟県	長岡交通圏	減休車率 <u>1.4%</u> を超える																	
	新発田市A	減休車率 <u>19.4%</u> を超える																	
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）																	
新潟県	新発田市A	減休車率 13.9% を超える																	

附 則

この公示は、平成23年5月20日から施行する。

(略)

附 則（平成28年7月15日付け公示第27号で一部改正）

この公示は、平成28年7月15日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示2.に記載されている期間（平成29年7月31日）までは認めることとする。

附 則（平成28年8月1日付け公示第34号で一部改正）

この公示は、平成28年8月1日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示2.に記載されている期間（平成29年7月31日）までは認めることとする。

附 則

この公示は、平成23年5月20日から施行する。

(略)

附 則（平成28年7月15日付け公示第27号で一部改正）

この公示は、平成28年7月15日から適用する。

なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示2.に記載されている期間（平成29年7月31日）までは認めることとする。

---

## ○ 許 認 可 等

---

### ■ 指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第 2 0 2 4 2 号
指定年月日	平成 2 8 年 7 月 2 7 日
事業者名	株式会社コクサイショパーズエイト（法人番号 7100001022431）
事業場の名称	オートボックス伊那店
事業場の所在地	長野県伊那市福島 2 0 8 番
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

以上